

静商同窓会関東支部会則

第一章 名称及び所在地

第一条 本会は、静商同窓会関東支部と称する。

第二条 当支部は、事務局を東京に置く。

第二章 目的

第三条 当支部は、会員相互の親睦を図り、かつ静商同窓会本部の事業に協力することを目的とする。

第三章 会員

第四条 当支部は、関東一円に居住または勤務する静商同窓会員で組織する。

第四章 役員及び顧問

第五条 当支部に次の役員を置く。

支部長 一名

副支部長 二名以内

幹事長 一名

副幹事長 一名

幹事 各卒業年度ごとに若干名

会計 一名

会計監査 二名

第六条 支部長、副支部長、会計および会計監査は、総会で支部会員中から選出する。

幹事は、支部長これを委嘱する。幹事長および副幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

第七条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

幹事長は支部長の命により会務を処理する。副幹事長は幹事長を補佐する。

幹事は活動方針の企画、行事の遂行を担当する。

会計は経理事務を処理し、会計報告を行う。

	会計監査は会の財産状況を監査する。
第八条	役員の任期は二ヶ年とする。ただし重任を妨げない。 補欠役員の任期は、前任者の残務期間とする。
第九条	当支部に顧問を置く事ができる。顧問は総会で推挙する。
第五章 会議	
第十条	会議は総会、役員会および常任幹事会とする。
第十一条	総会、役員会および常任幹事会は、支部長が招集する。総会は毎年一回開く。 支部長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
第十二条	総会に付するべき事項は、次の通りとする。 1. 役員の改選 2. 会則の変更 3. 決算の承認 4. その他重要な事項
第十三条	総会での決議は、出席者全員の過半数をもって決する。
第六章 会計	
第十四条	当支部の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
第十五条	当支部の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。
第十六条	当支部の会費のうち、本部会則第5条に定める普通会員は毎年、年会費として2,000円を納める。
七章 付則	
第十七条	本会則は、平成三年七月六日から実施する。
第十八条	本会則に規定していない細目は、役員会の決議で定める
※平成三年七月六日 制定	
※平成五年七月三日 一部改定	
※令和五年七月八日 一部改定	